

特定非営利活動法人フードバンク信州

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク信州（以下「法人」という。）定款第6条の規定に基づき、会員の入会等の基本的な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
正会員は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (2) 賛助会員 法人の趣旨に賛同し、事業を賛助し、支援するために入会した個人及び団体
賛助会員は、総会の表決権はなしとする。

(入会)

第3条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申請書により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第4条 入会金は、なしとする。

2 年会費は、次に掲げる額とする

- (1) 正会員 個人 1口 5,000円
団体 1口 10,000円
- (2) 賛助会員 個人 1口 3,000円
団体 1口 5,000円

3 年度途中の入会であっても、年額の会費を納入する。

(委任)

第5条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第6条 この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成28年2月23日から施行する。